

## 令和5年度 第1回旭川市都市計画審議会会議録

議案第1号 旭川市立地適正化計画の見直しについて

### 事務局より説明

立地適正化計画見直しについて、誘導区域見直し基準となる想定降雨と浸水深の考え、住民アンケートに基づく見直しの必要性検証状況を説明する。なお、今回は都市機能等の現状分析の報告、居住誘導区域内の防災減災対策について説明を行う予定である。

(詳細は別途資料のとおり)

(会長)

議案第1号は多岐にわたる内容の為、項目毎(1)～(3)に分けて審議を行う。

### (1) 本計画の基準となる想定降雨と浸水深の考え方について

(会長)

立地適正化計画における基準降雨を1,000年に1度の想定最大規模とすること、居住誘導区域を定める上で基準となる浸水深を3mとする事について、質問及び意見はないか。

(委員)

基準降雨及び浸水深の考えについて反対するものではないが、今後検討を進めて行く上での視点の1つとして、エリア内の年齢構成や高齢者の比率を踏まえたリスク分析を行ってはどうか。市が高齢者が多いエリアを予め把握していれば、避難誘導対応を早める等の対応に繋げることも可能だと感じている。また、高齢者施設等への周知徹底や安全対策に活かされるのでは。

(委員)

先ほどの高齢者避難に関する意見および次の審議内容となる3m以上5m未満かつ避難所距離(800m)以内を居住誘導区域内とする判断に関わる部分の意見となるが、大雨洪水は地震などの災害と異なり、事前の誘導避難が可能である点を、明確に記載することが大事ではないか。

(事務局)

立地適正化計画見直しにあたり、地区内の高齢者分布等の分析を進めており、今回の防災指針策定にも反映させていきたいと考えている。なお、高齢者等の避難に時間を要する人は避難開始を早い段階で判断する必要があることから、避難情報を早い段階で発信することとしている。

今回の立地適正化計画の見直しは、居住誘導区域と新ハザードマップとの整合がポイントであり、その中でも基準降雨と浸水深の考えを整理することが特に重要な点となることから、早い段階で都市計画審議会に諮る必要があると考え、今回諮問させて頂いた。

実際の災害対応は防災担当部局や堤防等のハード対策を行う部局との連携が重要であることから、各部局との協議を進め、防災指針にてそれらの対策整理を行う予定である。その内容については次回都市計画審議会にてご説明させて頂きたい。

(委員)

旭川市における1000年に1度の大雨の降雨量は何mmか、理解している市民は少ないのでは。その降雨量が降れば必ず災害に繋がるわけではないが、もう少し分かりやすい表現で伝え方が良いのでは。

(委員)

旭川市内で降るのか山で降るのかによって状況が異なる。旭川市内で降っていなくとも洪水に繋がる場合もある。可能であれば分かりやすく伝え方が良いのは分かるが、伝える場合には誤解を生まないよう留意した方が良い。

(事務局)

洪水に関する情報提供は、国交省等によってリアルタイムに確認出来る状況が整っている。1000年に1度の表現や伝え方については、今回のご意見も踏まえ防災部局とも相談しながら検討していきたい。

(会長)

1000年確率や150年確率等の災害想定はどのように定められたものか。

(事務局)

1000年確率は水防法の改正に伴い国により示されたものである。1000年に1度しか起きないものと決まっているものではないことに留意して頂きたい。

## (2) 居住誘導区域の見直しの考え方について

(会長)

市の提案する、居住誘導区域を決定するための被害リスク評価基準に対する質問及び意見はないか。

(委員)

判断基準に基づき、ある程度のリスクを有しながらも居住誘導区域とした範囲は、他の低

リスクと完全に同じ扱いとせず、リスクはある程度高い点は何らかの形で周知されるよう努めてはどうか。

(事務局)

防災指針の中に示すことで検討したい。

(委員)

3 m以上の浸水深のエリアも居住誘導区域とする点について、神楽地区は都市機能誘導区域でもあり、説明のとおり居住誘導区域から除外しないのは理解出来るが、中央西地域などの地域は重要な施設が少ないので居住誘導区域から除外してもまちづくりに大きな影響とはならないのでは。反対に行政が居住誘導している地域が浸水することのほうが良くないのでは。

なお、先ほどのリスク周知に関する補足情報として、不動産売買や賃貸契約の際の重要事項説明の中でハザードマップの説明が義務づけられ、水害リスク周知は行われている。

(委員)

ハザードマップ自体は現在の河川状況に基づいた災害状況であるが、治水部門などの関連部局が減災対策等を今後も進められていく。その点を踏まえて居住誘導区域等を設定した方が良い。

(事務局)

水害リスクを踏まえ、1000年に1度、浸水深3 m以上を居住誘導区域から全て外すという考えも1つの案ではある。一方で水害リスクを根拠に居住誘導区域を除外する範囲を広げれば、旭川市の居住誘導区域が狭い範囲となってしまうので、都市のバランスが非常に大事となる。

その点を踏まえた今回の提案であり、3 m以上5 m未満の水害リスクを有する地域は、想定最大の洪水が発生した場合においても、それ以上の高さに避難出来る施設が徒歩圏内にある場合に限り、今後も居住誘導区域とする考えである。

### (3) 住民アンケート結果を踏まえた見直しについて

(委員)

今回のアンケート回答者は1002件であるが、学生割合が高いものとなっている。旭川市全体の年齢構成と比較すると偏りが生じている。調査の目的自体が、将来のまちづくりに対するものであることは十分理解しているが、アンケート自体の偏りは理解した上で、本アンケートを見るべきである。

居住誘導に関する支援はどのようなものか。居住誘導区域内に優遇しても結果的に賃貸不

動産等に利益をもたらすものにしかないのでは。

(委員)

現在の立地適正化計画による取り組みは、都市機能誘導区域内の誘導施設に対する支援の取り組みはされているが、居住誘導に対する直接的な支援はされていない。

居住誘導に対する取り組みは居住誘導区域外の共同住宅等に対する届出制度のみと認識している。

届出制度の効果が弱く、単に旭川市の事務作業が増えているだけではないのか。立地適正化計画の認知度も低いことから、未届もある程度あるのでは。

(会長)

未届件数の調査把握は可能なのか。

(事務局)

立地適正化計画及び届出制度の認知不足による未届の件数もある程度生じていることは、事務局としても認識している。未届件数の把握方法も含めて次回以降に報告する。

(委員)

バスは運行本数が減少している状況にある。バス停が近くとも、本数が減少していれば良好な利用環境にあるとはいえないのではないのか。

(会長)

当然、人口減少が進めば運行中止やバス停がなくなる可能性もある。将来におけるバスのありかたも含めた検討がされているのか。

(委員)

高齢者にとって800mは遠すぎるのでは。徒歩圏の考えを少し狭く考えても良いのでは。

(事務局)

立地適正化計画における徒歩圏の考えは、既計画のP55に示しており、国交省に示す「都市構造の評価に関するハンドブック」に基づき、一般的な徒歩圏800m、高齢者徒歩圏500m、バス停徒歩圏300mを基本に検討している。

交通とまちづくりは密接に繋がっていることから、今年は立地適正化計画の見直しと合わせ、関連計画である「地域公共交通計画」の見直しも進めているところであり、整合を図りながら進めたいと考えている。特に郊外路線についてはコロナ禍によるバス利用者の減少もあり、維持するだけでも大変な状況にあるがバス停を守っていききたいという思いもある。

今回の意見を踏まえ、今後の公共交通の適正化に向けた検討を進めていきたい。

(委員)

今回のアンケート結果を受けて、最後に情報提供に関する取り組みについて書かれており、住み替えを考える人の例が示されているが、自身が住居を選択した理由と完全に一致している。

当時は不動産業者を通して意見を聞くことも出来なかったが、私が住んだ当時は半径 3Km にスーパー等が無かった。さらに、住宅街になればなるほどバスが運行されている主要幹線から遠ざかることについても理解すべきことであった。

旭川市が示している情報提供の取り組みが進められれば、交通手段のみならず、医療施設等の他の要素の充実等も考慮出来ることから、とても良い取り組みだと考えている。

(会長)

ハザードマップも含め、立地適正化計画の内容を十分に伝えなければ、どこに家を建てれば良いのか適切に判断することは出来ないのではないか。本計画の認知度の低さを踏まえ、周知の方法を検討していくべきである。

(委員)

旭川市内の公立小中学校については、ほぼ全て避難所に指定されているが、洪水時に施設が浸水し避難所として機能しない学校も有ることを踏まえて検討を進めて頂きたい。

(会長)

本案件(1)～(3)について、事務局の提案どおり検討を進めていくことについて同意してよろしいか。

各委員

よろしい。

(会長)

議案第2号(地区計画の変更について(旭川物流団地地区計画))について、事務局から説明願う。

(事務局)

旭川市物流団地地区計画の住所変更に伴い、地区計画の位置の変更を行う予定である。

(詳細は別途資料のとおり)

(会長)

質問等がなければ、この案件について同意することを審議会の答申とするがよろしいか。

各委員

よろしい。

(会長)

報告第1号(用途地域の変更及び地区計画の決定(旭川龍谷高校跡地))について、事務局から説明願う。

(事務局)

商業計画の状況について説明。都市計画の見直し提案を受け、変更手続きを進めている。次回都市計画審議会にて諮問を行う予定である。

(詳細は別途資料のとおり)

(委員)

本案件は都市計画提案制度を利用した、土地所有者による提案であるが、その場合においても地区計画手続き条例に基づき、土地所有者などの利害関係者が意見を提出する原案縦覧は必要だったのか。

(事務局)

地権者以外にも関係者はおり、条例上手続きを不要とすることは出来ないことから原案縦覧を実施している。

(会長)

質問等がなければ、報告を終了とするがよろしいか。

各委員

よろしい。

(会長)

報告事項については当審議会からの答申はないため議事を終了する。

全ての議案が終了したので、これで令和5年度第1回旭川市都市計画審議会を閉会する。